

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府令・省令〕

○投資顧問業者営業保証金規則等の一部を改正する命令(内閣府・法務一)

### 〔省 令〕

○輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令(法務・財務一)

○有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令(法務・厚生労働一)

○家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令(法務・農林水産一)

○損害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令(法務・経済産業一)

○宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令(法務・国土交通一)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一六)

○土地収用法施行規則の一部を改正する省令(国土交通六)

○児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(厚生労働二三)

一	○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を定める件(同二四)	七
二	○健康保険法第六十条第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件(社会保険庁六)	七
三	○船員保険法第五十九条ノ二の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件(同七)	八
四	○政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件(同八)	八
五	○船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件(同九)	八
六	○健康保険法第三条第二項の規定による被保険者に関する保険料額等を定める件(同一〇)	八
七	○健康保険法第四十七条第二号に規定する政府が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する件(同一一)	八
八	○船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件(同一二)	八
九	官庁	九
一〇	押収物還付関係	九
一一	裁判所	九
一二	破産、免責、再生関係	九
一三	特殊法人等	九
一四	独立行政法人国立博物館平成十五事業年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係	九
一五	地方公共団体	九
一六	行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係	九
一七	会社その他	九
一八	会社決算公告	九

## 府令・省令

○内閣府令第一号  
法務省令第一号  
供託規則の一部を改正する省令(平成十七年法務省令第十三号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、投資顧問業者営業保証金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成十七年二月十日  
内閣総理大臣 小泉純一郎  
法務大臣 南野知恵子

投資顧問業者営業保証金規則等の一部を改正する命令  
(投資顧問業者営業保証金規則の一部改正)

第一条 投資顧問業者営業保証金規則(昭和六十一年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
第十一條第一項中「支払委託書に、供託書正本(管轄財務局長が第十二條第二項に規定する供託を行つた場合にあつては、同項に規定する供託通知書)を添えて、これを」を「支払委託書を」に改める。  
第十二條第一項中「二通に、供託書正本を添えて、これを」を「二通を」に改め、同条第二項中「供託書に供託規則第二十号書式により作成した供託通知書を添付して」を削り、同条に次の一項を加える。

4 管轄財務局長は、第二項の規定により供託したときは、その旨を書面で前項に規定する者に通知しなければならない。  
第十四條第一項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改め、「同条第二号の」を削り、同条第二項を削る。  
(前払式証券発行保証金規則の一部改正)

第二条 前払式証券発行保証金規則(平成二年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
第一條第三項中「供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第三十一條に規定する内渡に該当する場合には、同条第一項の規定により返還された供託書正本の写しを」を「内渡しであるときは、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第四十九條第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託有価証券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明された書類を」に改める。

第二條第一項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改め、「同条第二号の」を削り、同条第二項を削る。  
第三條第三項中「第二十五條第二号」を「第二十五條第一項」に改める。  
第四條第四項中「第二條第一項」を「第二條」に改める。

第十五條第一項中「支払委託書に、供託書正本(第十六條第三項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により発行保証金を供託したものとみなされる自家型発行者等が同条第四項の規定により提出した供託通知書)を添えて、これを」を「支払委託書を」に改める。  
第十六條第一項中「二通に、供託書正本を添えて、これを」を「二通を」に改め、同条第二項中「供託書に供託規則第二十号書式により作成した供託通知書を添付して」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する自家型発行者等に通知しなければならない。  
様式第三を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧規則」という。)様式第十号の二による雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、旧規則様式第十号の三による雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、旧規則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票(初回) 育児休業基本給付金支給申請書、旧規則様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書及び旧規則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新規則」という。)様式第十号の二による雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、新規則第十号の三による雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、新規則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票(初回) 育児休業基本給付金支給申請書、新規則様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書及び新規則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書とみなす。

3 新規則第十四条の二第一項の雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、新規則第十四条の二第二項の雇用保険被保険者休業開始時貸金証明書、新規則第一百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票(初回) 育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業基本給付金支給申請書並びに新規則第一百一条の十九第一項の介護休業給付金支給申請書は、当分の間、なお旧規則の相当様式によることができる。

○国土交通省令第六号

供託規則の一部を改正する省令(平成十七年法務省令第十三号)の施行に伴い、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第八十三条第七項の規定に基づき、土地収用法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年二月十日

国土交通大臣 北側 一雄

土地収用法施行規則の一部を改正する省令

土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に改め、「第十九條の規定に基づいて提出された供託書を添附して、これ」を削る。

附則

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

告

示

○厚生労働省告示第二十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の九の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の状態の程度を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の状態の程度

児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の状態の程度は、第一表から第十一表までに掲げるとおりとする。

第一表 慢性新生物

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
慢性新生物	1	悪性カルチノイド	組織と部位が明確に診断されていた場合、治療終了後5年経過した時点で再発し、再度対象とされる場合、再度対象とする。
	2	悪性黒色腫	同上
	3	悪性骨髄細胞腫	同上
	4	悪性神経症	同上
	5	悪性マクログロブリン血症	同上
	6	悪性リンパ腫	同上
	7	アスキン腫瘍	同上
	8	ウイリアムズ(Wilms)腫瘍	同上
	9	下垂体腫瘍	同上
	10	家族性赤血球食心性網膜症	同上
	11	褐色細胞腫	同上
	12	癌性腹膜炎	同上
	13	奇形腫(頭蓋内及び脊髄管内に限る。)	同上
	14	菌状虫肉腫	同上
	15	形質細胞腫	同上
	16	血球貪食リノンパ組織球症	同上
	17	好酸球性肉芽腫	組織と部位が明確に診断され、おおよそ複数回の病変がみられた場合、治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等と認められた場合は、再度対象とする。
	18	骨髄腫	組織と部位が明確に診断されていた場合、治療終了後5年経過した時点で再発し、再度対象とする。
	19	松果体腫	同上
	20	絨毛上皮腫	同上
	21	神経膠腫	同上
	22	神経鞘腫(頭蓋内及び脊髄管内に限る。)	同上
	23	神経上皮腫	同上
	24	神経星細胞腫(頭蓋内及び脊髄管内に限る。)	同上



3	紫斑病性腎炎	検査で、血尿＋以上(6以上/視野)かつ蛋白尿＋以上(30mg/dl以上)の状態が、発症から6か月以上続く場合
4	巣状糸球体硬化症	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
5	ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 ウ ステロイド抵抗性であり、かつ4週間以上のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白1g/日以上で、かつ、血清アルブミン3.0g/dl未満の状態である場合
6	微小変化型ネフローゼ症候群	半年間で3回以上再発した場合
7	慢性糸球体腎炎	病理組織で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
8	慢性増殖性糸球体腎炎	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
9	慢性膜性糸球体腎炎	同上
10	慢性膜性増殖性糸球体腎炎	同上
11	IgA腎症	同上
12	アミロイド腎	腎機能の低下が見られる場合
13	萎縮腎	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合
14	家族性若年性ネフローゼ	治療で薬物療法を行っている場合
15	ギテルマン (Gitelman) 症候群	同上
16	巨大尿管症	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合
17	グッドパスチャー (Goodpasture) 症候群	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
18	腎血管性高血圧	治療で薬物療法を行っている場合

腎又は尿管路の異常

19	腎静脈血栓症	腎機能の低下が見られる場合
20	腎動脈狭窄	同上
21	腎動脈狭窄症	同上
22	腎尿管狭窄症	治療で薬物療法を行っている場合
23	腎嚢胞	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合
24	腎の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	同上
25	腎の無発生、低形成、無形成又は異形成	同上
26	腎又は腎周囲腫瘍	発症後6か月を経過した場合で、かつ両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合
27	腎又は尿管結石	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合
28	水腎症	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合
29	多発性嚢胞腎	治療で薬物療法を行っている場合
30	尿管の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合
31	尿管閉塞性腎機能障害	同上
32	バーター (Bartter) 症候群	治療で薬物療法を行っている場合
33	慢性間質性腎炎	腎機能の低下が見られる場合
34	慢性腎盂腎炎	両側性で腎機能低下の場合

備考

この表に掲げる疾患については、この表に定める疾患の状態の程度であって第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
慢性呼吸器疾患	1	アレルギー性気管支炎	3か月以上3回以上の大発作がある場合又は1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合
	2	アレルギー性細気管支炎	同上
	3	気管狭窄	治療で、人工呼吸管理、酸素療法、気管切開、挿管を行う場合
	4	気管支拡張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合

5	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 3か月以上3回以上の大発作がある場合 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合 治療で、人工呼吸管理又は挿入管を行う場合
6	先天性中性低換気症候群	治療で、人工呼吸管理、酸素療法、気管切開、挿入管を行う場合のうち一つ以上を行う場合
7	先天性肺胞蛋白症	疾患による症状がある場合
8	線毛機能不全症候群 (カータジェナー (Kartagener) 症候群)	同上
9	嚥胞性線維症	同上
10	本態性 (特発性) 肺へモジローシス (血鉄症)	同上
11	慢性肺疾患	治療で、人工呼吸管理、酸素療法、気管切開、挿入管を行う場合のうち一つ以上を行う場合

第四表 慢性心疾患

区分	番号	疾患名	疾患の程度の程度
冠動脈の異常	1	冠動脈狭窄	第1基準又は第2基準を満たす場合
	2	冠動脈異常起始症	同上
	3	冠動脈拡張症	同上
	4	冠動脈狭窄症	同上
	5	冠動脈瘤	同上
	6	左冠動脈肺動脈起始症 (ブラント・ホワイト・カーランド 症候群)	同上
	7	狭心症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	8	ウォルフ・パーキンソン・ホワイト症 (Wolf-Parkinson-White, WPW) 症候群	第1基準を満たす場合
	9	期外収縮	心房性期外収縮であって多源性である場合
	10	脚ブロック	左脚ブロックで治療中である場合又は第2基準を満たす場合

11	心房又は心室の細動	心室細動である場合又は心房細動で第1基準を満たす場合
12	心房又は心室の粗動	心室粗動である場合又は心房粗動で第1基準を満たす場合
13	洞不全症候群	左側の疾患名に該当する場合
14	洞房ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
15	非発作性頻拍 (心室、上室性)	第1基準を満たす場合
16	房室解離	同上
17	房室ブロック	Mobitz II型又は完全房室ブロックの場合
18	発作性頻拍 (心室、上室性)	第1基準を満たす場合
19	ロマン・ワルド (Romano-Ward) 症候群	左側の疾患名に該当する場合
20	QT延長症候群	同上
21	心筋梗塞	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
22	総動脈幹遺残症	第1基準又は第2基準を満たす場合
23	大動脈肺動脈中隔欠損症	同上
24	心筋炎後心肥大	第1基準を満たす場合
25	心臓腫瘍 (粘液腫、横紋筋腫、脂肪腫、線維腫)	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
26	慢性緊縮性心膜炎	第1基準を満たす場合
27	慢性心筋炎	同上
28	慢性心内膜炎	同上
29	慢性心膜炎	同上
30	アイゼンメンゲル (Eisenmenger) 症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
31	右室低形成症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
32	右室二腔症	第2基準を満たす場合
33	左室右房交通症	第1基準を満たす場合
34	左心形成不全 (低形成) 症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合

大血管の形態異常

35	三心房心	第1基準を満たす場合
36	心室中隔欠損症	第1基準又は第2基準を満たす場合
37	心内膜床欠損症（一次口欠損症、共通房室弁口症）	不完全型心内膜床欠損症では第1基準を満たす場合。完全型心内膜床欠損症では第1基準又は第2基準を満たす場合
38	心不全を伴う動静脈瘻（体動静脈瘻）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
39	心房中隔欠損症（二次口欠損症、静脈洞欠損症）	第2基準を満たす場合
40	総肺静脈還流異常症	第1基準又は第2基準を満たす場合
41	体静脈異常還流症	第1基準を満たす場合
42	単心室症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
43	単心房症	第1基準を満たす場合
44	動脈管閉存症	第1基準又は第2基準を満たす場合
45	フアロー（Fallot）四徴症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
46	部分的肺静脈還流異常症	第1基準を満たす場合
47	心内臓心筋線維症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
48	心内臓線維弾性症	同上
49	特発性拘束型（緊縮型）心筋症	同上
50	特発性肥大型心筋症	同上
51	ヴァルサルヴァ（Valsalva）洞動脈瘤又はその破裂	破裂例の場合又は破裂が予想される場合
52	エラスターイン（Elastein）奇形（病）	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
53	完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
54	血管輪症	同上
55	三尖弁狭窄症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合

56	三尖弁閉鎖不全症	同上
57	三尖弁閉鎖不全症	同上
58	修正大血管転位症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
59	重癒大動脈弓症	同上
60	僧帽弁狭窄症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
61	僧帽弁閉鎖不全症	同上
62	僧帽弁閉鎖不全症	同上基準を満たす場合
63	大動脈狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
64	大動脈縮窄症	同上
65	大動脈弁狭窄症	同上
66	大動脈弁閉鎖不全症	同上
67	大動脈弁閉鎖不全症	同上
68	大動脈瘤	第2基準を満たす場合
69	タウシツヒ・ビンダ（Tauszig-Bing）症候群	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
70	特発性肺動脈拡張症	同上
71	肺動脈狭窄症	第1基準又は第2基準を満たす場合
72	肺動脈閉鎖不全症	同上
73	肺動脈弁狭窄症	同上
74	肺動脈弁閉鎖不全症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
75	肺動脈弁閉鎖不全症	同上
76	右鎖骨下動脈異常起始症	第2基準を満たす場合
77	両大血管右室起始症	同上
78	慢性心不全（慢性肺性心を含む。）	第1基準を満たす場合
79	右胸心	第3基準を満たす場合
80	左心症	同上
81	小児原発性肺高血圧症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

慢性心不全  
その他の  
慢性心疾患

82	心臓脱出症	第2基準を満たす場合
83	先天性心臓欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
84	多血症候群	同上
85	無脾症候群	同上

備考

本表中「第1基準」「第2基準」及び「第3基準」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。

第1基準 現在の治療で、「強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、米精血管拡張薬、βブロッカー」のいずれかが投与されていること。

第2基準 術後の残遺症(手術で完治できなかった障害)として次の(1)から(5)までのいずれかが認められること。又は、術後の合併症若しくは続発症として次の(2)から(11)までのいずれかが認められること。

- (1) 肺高血圧症(収縮期血圧40mmHg以上)
  - (2) 肺動脈狭窄(右室-肺動脈圧較差20mmHg以上)
  - (3) 2度以上の房室弁逆流
  - (4) 2度以上の半月弁逆流
  - (5) 圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄
  - (6) 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房細動、高度房室ブロック
  - (7) 左室駆出率あるいは体心室駆出率0.6以下
  - (8) 心胸郭比60%以上
  - (9) 圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
  - (10) 2心室修復術実施
  - (11) フォントラン(Fontan)手術実施
- 第3基準 根治手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合であること。

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
異所性ホルモン産生腫瘍	1	異所性甲状腺刺激ホルモン(TSH)産生腫瘍	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	2	異所性ゴナドトロピン産生腫瘍	同上
	3	異所性コルチゾール産生腫瘍	同上
	4	異所性成長ホルモン(GH)産生腫瘍	同上
	5	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)症候群	同上
	6	異所性プロラクチン(PRL)産生腫瘍	同上
	7	下垂体機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。

8	下垂体性巨人症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
9	クッシング(Cushing)病	同上
10	甲状腺刺激ホルモン(TSH)欠乏(欠損)症	同上
11	抗利尿ホルモン(ADH)分泌異常症(SIADH)	同上
12	ゴナドトロピン欠乏(欠損)症	同上
13	シモンズ(Simmonds)病	同上
14	真性思春期早発症	思春期の開始が、女児では8歳未満、男児では9歳未満で生じた場合
15	腎性尿崩症(抗利尿ホルモン不応症)	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
16	成長ホルモン(GH)欠乏(欠損)症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。
17	成長ホルモン分泌不全性低身長症	同上
18	中枢性思春期遅発症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
19	中枢性尿崩症(真性)尿崩症)	同上
20	低ゴナドトロピン性類宦官症	同上
21	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)欠乏(欠損)症	同上
22	プロラクチン(PRL)欠乏(欠損)症	同上
23	末端肥大症	同上
24	ラロン(Laron)型小人症	同上
25	異所性甲状腺	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
26	クレチン症	同上
27	甲状腺機能亢進症(バセドウ病)	同上
28	甲状腺機能低下症	同上

甲状腺ホルモンの異常

29	甲状腺形成不全	同上
30	甲状腺腺腫	同上
31	腺腫様甲状腺腫	同上
32	先天性甲状腺ホルモン不応症	同上
33	粘液水腫	同上
34	橋本病	同上
35	慢性甲状腺炎	同上
36	ゾリンジャー・エリソン (Verner-Morrison, WDHA) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
37	カストリン分泌異常	同上
38	グルカゴン分泌異常	同上
39	セロトニン分泌異常 (カルチノイド症候群)	同上
40	ゾリンジャー・エリソン (Zollinger-Ellison) 症候群	同上
41	特発性低血糖症	同上
42	ロイシン過敏性低血糖症	同上
43	VIP (Vasoactive-Intestinal-Polypeptide) 分泌異常	同上
44	カールマン (Kallmann) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
45	仮性思春期早発症	思春期の開始が、女児では 8 歳未満、男児では 9 歳未満で生じた場合
46	クラインフェルター (Klinefelter) 症候群	治療で補充療法を行っている場合
47	高エストロゲン症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
48	睾丸機能亢進症	同上
49	睾丸機能低下症	同上
50	睾丸形成不全	両側性であり、治療で補充療法を行っている場合
51	睾丸欠損症	同上

性腺又は思春期の発症の異常

消化管のホルモン異常

52	睾丸腫瘍	同上
53	睾丸性女性化症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
54	高ゴナドトロピン性類宦官症	同上
55	女性仮性半陰陽	同上
56	真性半陰陽	同上
57	性腺性思春期遅発症	同上
58	性早熟症	思春期の開始が、女児では 8 歳未満、男児では 9 歳未満で生じた場合
59	ターナー (Turner) 症候群	治療で補充療法を行っている場合 ただし、成長ホルモン治療を施行する場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。
60	多嚢胞性卵巣症候群 (スタイン・レーベンタール (Stein-Leventhal) 症候群)	治療で補充療法を行っている場合
61	男性仮性半陰陽	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
62	テストトキコーシス (家族性男性思春期早発症、male-limited precocious puberty)	同上
63	ヌーナン (Noonan) 症候群	治療で補充療法を行っている場合
64	プラダー・ウィリ (Prader-Willi) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長に定める基準を満たすものに限る。
65	フレイリツヒ (Fröhlich) 症候群 (脂肪性器異常発症)	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
66	卵巣機能亢進症	同上
67	卵巣機能低下症	同上
68	卵巣形成不全	両側性であり、治療で補充療法を行っている場合
69	卵巣腫瘍	同上
70	ローレンス・ムーンス・ビードル (Lawrence-Moon-Biedl) 症候群	治療で補充療法を行っている場合



71	XX男性	同上
72	XY女性	同上
73	ウェルナー (Werner) 症候群	手術を実施し、かつ術後も治療が必要な場合
74	シップル (Siipple) 症候群	同上
75	シュミット (Schmidt) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他の薬物療法を行っている場 合
76	多発性内分泌腺腫症 (MEA, MEN)	手術を実施し、かつ術後も治療が 必要な場合
77	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他の薬物療法を行っている場 合
78	偽性特発性副甲状腺機能低下症	同上
79	偽性副甲状腺機能低下症	同上
80	テタニー (副甲状腺性)	同上
81	特発性副甲状腺機能低下症	同上
82	副甲状腺機能亢進症	同上
83	副甲状腺機能低下・アジソン・モニリア (HyParathyroidism-Addison-Monilia) 症候群	同上
84	副甲状腺機能低下症	同上
85	副甲状腺形成不全	同上
86	アジソン (Addison) 病	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他の薬物療法を行っている場 合
87	アルドステロン欠損症	同上
88	クッシング (Cushing) 症候群	同上
89	グルココルチコイド奏効性アルドステロ ン症	同上
90	原発性アルドステロン症 (Conn) 症候群	同上
91	高アルドステロン症	同上
92	コレスチロール側鎖切断酵素欠損症 (先 天性) ボイド過形成、プラダー (Prader) 症候群	同上
93	周期性ACTH症候群	同上

94	女性化副腎腫瘍	同上
95	先天性副腎皮質過形成	同上
96	男性化副腎腫瘍	同上
97	特発性アルドステロン症	同上
98	副腎形成不全	同上
99	副腎性器症候群	同上
100	副腎腺腫	同上
101	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 不応 症	同上
102	3β水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症 (ボングジョバニ (Bongiovanni) 症候 群)	同上
103	11β水酸化酵素欠損症	同上
104	17α水酸化酵素欠損症	同上
105	18水酸化酵素欠損症	同上
106	18水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症	同上
107	21水酸化酵素欠損症	同上
108	偽性低アルドステロン症	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他の薬物療法を行っている場 合
109	リドル (Liddle) 症候群	同上
110	先天性全身性脂肪発育障害症候群 (リ) ボ グ ス ト ロ フ イ ー)	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他の薬物療法を行っている場 合
111	マツキユーン・オルブライト (Mc Cune-Albright) 症候群	同上
112	レニン分泌異常	同上

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾患の状態の程度であつて次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 成長ホルモン分泌不全性低身長症 (2) に該当するものを除く。成長ホルモン (GH) 欠乏 (欠損) 症及び下垂体機能低下症の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3) を満たしていれば足りること。

(1) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であることを。  
 (2) IGF-1 (ソマトメジンC) 値が200ng/ml未満 (5歳未満の場合は、150ng/ml未満) であること。  
 (3) 成長ホルモンの分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。)の全ての結果 (試験前の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が10ng/ml (リコンビナントGHを標準品としていた場合)による測定値の6ng/ml以下であることを。  
 (4) 脳腫瘍等器質的原因による成長ホルモンの分泌不全性低身長 (成長ホルモンの分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。)の全ての結果 (試験前の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が5ng/ml (リコンビナントGHを標準品としていた場合)による測定値の3ng/ml以下である場合に限る。)と、ターナー症候群又はプラダー・ライリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

- (1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であることを。
- (2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であることを。
- (3) 軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以下であることを。
- (4) 慢性腎不全による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であることを。

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

- 1 成長ホルモンの分泌不全性低身長 (脳腫瘍等器質的原因によるものを含む。)、成長ホルモンの (GH) 欠乏 (欠損) 症、又は下垂体機能低下症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が6.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が2.0cm/年以上であることを。治療2年目は、年間成長速度が3.0cm/年以上であることを。ターナー症候群、プラダー・ライリ症候群、軟骨無形成症及び慢性腎不全による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が4.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm/年以上であることを。治療2年目は、年間成長速度が2.0cm/年以上であることを。治療3年目は、年間成長速度が1.0cm/年以上であることを。

III 終了基準

男子156.4cm、女子145.4cmに達したこと。

第六表 膠原病

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
膠原病	1	アレルギー性血腫 (ウイナスラー・ファンコンニ (Wissler-Fanconi) 症候群)	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、免疫抑制剤、抗凝固薬、抗血小板薬、抗血栓薬、抗腫瘍薬、抗がん剤、強心利尿薬、理学療法、生物学的製剤のうち一つ以上を用いている場合
	2	冠動脈病変 (川崎病性冠動脈病変) (冠動脈瘤、冠動脈拡張症、冠動脈狭窄症)	過性でないことが確認された冠動脈異常所見 (拡張、瘤形成、冠動脈狭窄) が認められている場合
	3	シエーグレン (Sjögren) 症候群	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、免疫抑制剤、抗凝固薬、抗血栓薬、抗腫瘍薬、抗がん剤、強心利尿薬、理学療法、生物学的製剤のうち一つ以上を用いている場合
	4	自己免疫性肝炎	同上

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
糖尿病	5	自己免疫性膵炎	同上
	6	若年性閉鎖リウマチ	同上
	7	ステューブンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群	同上
	8	スチル (Still) 病	同上
	9	リウマチ性心疾患	同上
	1	1型糖尿病 (若年型糖尿病)	治療で、インスリン、糖口血糖降下薬、IGF-1のうち一つ以上を用いている場合
	2	2型糖尿病 (成人型糖尿病)	同上
	3	その他の糖尿病 (腎性糖尿を除く。)	同上

第七表 糖尿病

第八表 先天性代謝異常

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
アミノ酸代謝異常	1	イミノ酸異常症	左側の疾患名に該当する場合
	2	家族性イミノグリシン尿症	同上
	3	高オルニチン血症一高アソモニア血症一ホモシトルリソ血症症候群	同上
	4	白皮症	同上
	5	ヘルマンズキー・ゾラツク (Hermansky-Pudlak) 症候群	同上
	6	エーラーズ・ダンロス (Ehlers-Danlos) 症候群	左側の疾患名に該当する場合
	7	骨形成不全症 (Osteogenesis imperfecta)	同上
	8	軟骨無形成症 (軟骨異栄養症)	左側の疾患名に該当する場合。ただし、成長ホルモンの治療を行う基準に該当するものに限る。
	9	アルファ1-アンチトリプシン欠乏症	左側の疾患名に該当する場合
	10	トランスコバラミンII欠損症	同上
	11	無アルブミン血症	同上
	12	無トランスフェリン症	同上
	13	無ハプトグロビン症	同上

第九表 先天性代謝異常

脂質代謝異常	14	アポ蛋白 C-II 欠損症	左側の疾患名に該当する場合
	15	アルファリポ蛋白欠乏症 (高比重リポ蛋白 (HDL) 欠乏症、タンジエール (Tangier) 病)	同上
	16	ウォーレン病 (Wolman) 病	同上
	17	家族性高コレステロール血症	同上
	18	家族性高リポ蛋白血症	同上
	19	高超低比重リポ蛋白 (VLDL) 血症	同上
	20	高低比重リポ蛋白 (LDL) 血症	同上
	21	高トリグリセライド血症	同上
	22	高アポ蛋白 B 血症	同上
	23	高アポ蛋白 A-II 血症	同上
	24	先天性高脂質血症	同上
	25	無 (低) ベータリポ蛋白血症 (バッセン・コーンツァイス (Bassen-Kornzweig) 症候群、有棘赤血球症)	同上
	26	レフスマ (Refsun) 病	同上
	27	遺伝性若年性痛風	左側の疾患名に該当する場合
先天性核酸代謝異常	28	色素性乾皮症	同上
	29	先天性高尿酸血症	レツシユ・ナイハ (Lesch-Nyhan) 症候群の場合
	30	シスチン蓄積症 (リグナツク (Lignac) 症候群)	左側の疾患名に該当する場合
	31	シスチン尿症	同上
先天性尿毒	32	腎性アミノ酸尿症	知的障害、運動障害、成長障害、特異顔貌、嘔吐、下痢、骨変形、尿路結石のうち一つ以上の症状がみられる場合
	33	ハルトナツク (Hartnup) 病	同上
	34	ファンコンニ (Fanconi) 症候群	左側の疾患名に該当する場合
	35	蔗糖・イソ麦芽糖吸収不全症	左側の疾患名に該当する場合
	36	先天性高乳酸血症	同上
	37	乳糖吸収不全症	発症時期が乳児期の場合
	38	ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症	左側の疾患名に該当する場合

有機酸代謝異常	39	先天性ホルフィン症	左側の疾患名に該当する場合	
	40	遺伝性ピタミンド抵抗性くる病 (家族性低乳酸血症)	知的障害、運動障害、成長障害、特異顔貌、嘔吐、下痢、骨変形、尿路結石のうち一つ以上の症状がみられる場合	
	41	ウイリソン病 (Wilson) 病 (セルロフラズミン欠乏症)	左側の疾患名に該当する場合	
	42	メンケス (Menkes) 病 (kinky (steely) hair 症候群)	同上	
	43	ケルタル酸尿症 (I 型、II 型)	左側の疾患名に該当する場合	
	44	先天性葉酸吸収不全症	同上	
	45	メチルプロパニオン酸血症	同上	
	46	遺伝性尿管浮腫	長期にわたり治療が必要となる場合	
	その他の先天性代謝異常	47	先天性魚鱗癬 (水疱型先天性魚鱗癬、鱗紅皮症、非水疱型先天性魚鱗癬、鱗紅皮症、遺伝性魚鱗癬、シグレン・ラッソン (Sigren-Larsson) 症候群)	感染症を帯びて抗生物質等を使用している場合
		48	致死性表皮水疱症 (ヘルリツク (Herlitz) 型)	左側の疾患名に該当する場合
49		ロウエ (Lowe) 症候群 (眼脳腎症候群)	同上	
50		1 から 49 までに掲げるもののほか、特定の欠損 (活性異常) 酵素名を冠したすべての疾患	同上	

備考  
 酵素欠損 (活性異常) による疾患は、この表の表記法によることを原則とするが、従来、固有の名称を用いたもの (膠原病、フェニルケトン尿症など) については、引き続き同様の疾患名で取り扱って差し支えない。  
 第九表 血友病等血液・免疫疾患

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
巨赤芽球性貧血	1	悪性貧血	治療で、補赤療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制剤の投与、造血幹細胞移植、臓器移植、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	2	イマースルント・グリスベック (Imerslund-Grasbeck) 症候群	同上

3	巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
4	葉酸欠乏性貧血	同上
5	アンチトロンピンⅢ欠乏症	左欄の疾患名に該当する場合
6	高分子キニンゲン欠乏症	同上
7	先天性血液凝固異常症	同上
8	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	同上
9	第Ⅱ因子(プロトロンピン)欠乏症	同上
10	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	同上
11	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症	同上
12	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	同上
13	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	同上
14	第Ⅹ因子(スチュア-プロウワー因子)欠乏症(Stuart-Prower) 因子)欠乏症	同上
15	第Ⅺ因子欠乏症	同上
16	第Ⅻ因子(ヘイゲマン)因子)欠乏症	同上
17	第Ⅻ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	同上
18	フォン・ワイルブラント病(von Willebrand)病	同上
19	プレカリリクレン欠乏症	同上
20	C蛋白(protein C)欠乏症	検査でC蛋白活性が50%未満の場合
21	S蛋白(protein S)欠乏症	検査でS蛋白活性が50%未満の場合
22	巨大血管腫(カサバツハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群)	治療で、補充療法、G-CSF療法、抗凝固療法、薬の投与、除鉄剤の投与、免疫抑制剤の投与、フィブリノゲン、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造骨のうち一つ以上を実施する場合
23	血小板機能異常症(血小板異常症)	同上
24	血小板血症	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合

25	血小板無力症	補充療法、G-CSF療法、抗凝固療法、薬の投与、除鉄剤の投与、免疫抑制剤の投与、フィブリノゲン、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造骨のうち一つ以上を実施する場合
26	血小板無力症症候群	同上
27	血栓性血小板減少性紫斑病	同上
28	周期性血小板減少症	同上
29	先天性無巨核球性血小板減少症(トロンボポエチン欠損症)	同上
30	貯蔵欠如症(storage pool)病	同上
31	脾機能亢進性血小板減少症	同上
32	脾形成不全性血小板増加症	同上
33	ベルナー・スリエ(Bernard-Soulier)症候群	同上
34	放出機構異常症('Aspirin-like' defect)	同上
35	本態性アトロンピア(トロンピン欠乏症)	同上
36	免疫学的血小板減少症	同上
37	寒冷凝集素症	治療で、補充療法、G-CSF療法、抗凝固療法、薬の投与、除鉄剤の投与、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造骨のうち一つ以上を実施する場合
38	自己免疫性溶血性貧血	同上
39	新生児溶血性貧血(胎児赤芽球症)	同上
40	脾機能亢進性溶血性貧血	同上
41	微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合
42	発作性寒冷血色素尿症	治療で、補充療法、G-CSF療法、抗凝固療法、薬の投与、除鉄剤の投与、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造骨のうち一つ以上を実施する場合
43	発作性夜間血色素尿症	同上
44	慢性寒冷血色素尿症	同上

自己免疫性溶血性貧血

赤血球中に赤血球容積率が低下した状態を指す

45	アデニレートキナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
46	アルドラーゼ欠乏性貧血	同上
47	異常ヘモグロビン (血色素) 症	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
48	遺伝性球状赤血球症	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
49	遺伝性高ヘモグロビンF症	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
50	遺伝性精円赤血球症	治療で補充療法を行っている場合
51	遺伝性有口 (口唇状) 赤血球症	同上
52	遺伝性溶血性非球状赤血球性貧血	同上
53	遺伝性 (先天性) 溶血性貧血	同上
54	家族性赤血球増加症	血検査の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合
55	鎌状赤血球貧血	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、薬学的投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
56	カルボキシヘモグロビン血症	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
57	ガンマグロタミルシステイン合成酵素欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
58	グルコーヌ燐酸イソメラーゼ欠乏性貧血	同上
59	グルコーヌ-6-燐酸脱水素酵素 (G-6-PD) 欠乏性貧血	同上
60	グルタチオン過酸化酵素欠乏性貧血	同上
61	グルタチオン還元酵素欠乏性貧血	同上
62	グルタチオン合成酵素欠乏性貧血	同上

63	サラセミア (地中海貧血)	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
64	サラセミア様症候群	同上
65	スルfnヘモグロビン血症	同上
66	赤血球アデノシンデアミナーゼ異常症	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
67	先天性ハイנטツ小体性貧血	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
68	先天性メトヘモグロビン血症	同上
69	先天性NADH・メトヘモグロビン還元酵素欠乏症	同上
70	ピリミジン5'-ヌクレオチダーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
71	ピルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	同上
72	不安定ヘモグロビン症	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
73	ヘキソキナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
74	ヘモグロビンC症	治療で、継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
75	ヘモグロビンD症	同上
76	ヘモグロビンE症	同上
77	ヘモグロビンS症	治療で継続的に補充療法を行っている場合
78	ホスホグリセリン酸キナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値10.0g/dl以下又は赤血球数350万/ $\mu$ l以下の状態が持続する場合
79	ホスホフルクトキナーゼ欠乏性貧血	同上
80	燐酸三炭糖イソメラーゼ欠乏性貧血	同上
81	2,3-ジホスホグリセリン酸ムターゼ欠乏性貧血	同上

82	エリトロポエチン分泌異常	治療で、補充療法を行っている場合
83	原発性鉄芽球性貧血	治療で、積極的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合は除鉄剤の投与を再行している場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
84	β <sub>2</sub> ミクログロブリン反応性(β <sub>2</sub> ミクログロブリン)貧血	同上
85	β <sub>2</sub> ミクログロブリン反応性貧血	同上
86	アルダー (Alder) 異常 (症候群)	入院加療を要する感染症にかかった場合
87	遺伝性好中球減少症 (家族性慢性好中球減少症)	治療で、G-CSF療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1500/μl以下の状態である場合
88	好酸球増加症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
89	周期性好中球減少症	同上
90	急性白血球症候群	同上
91	不能白血球症	同上
92	ペルグルル・フエット (Pelger-Huët) 異常 (症候群)	入院加療を要する感染症にかかった場合
93	慢性再生不良性好中球減少症 (シュペーペー・ダマシエク (Spät-Damask) 症候群)	治療でG-CSF療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1500/μl以下の状態である場合
94	慢性本態性好中球減少症	同上
95	ミエロペルオキシダーゼ欠損症	入院加療を要する感染症にかかった場合
96	メイ・ヘグリン (May-Hegglin) 異常 (症候群)	同上
97	異ガンマグロブリン血症	入院加療を要する感染症にかかった場合
98	ウイスコット・アルドリッチ (Wiskott-Aldrich) 症候群	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合

99	胸腺形成不全	同上	防法、透析のうち一つ以上を実施する場合
100	グッド (Good) 症候群	同上	
101	高β <sub>2</sub> ミクログロブリン血症性紫斑病	入院加療を要する感染症にかかった場合	
102	後天性免疫不全症候群 (AIDS、HIV感染症)	左側の疾患名に該当する場合	
103	シエナイアク・東 (Chediak-Higashi) 異常 (症候群)	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
104	重症複合免疫不全症 (U) ノンバクテリウム血症	同上	
105	スライ型無ガンマグロブリン血症	同上	
106	選択的免疫β <sub>2</sub> ミクログロブリン欠損症	入院加療を要する感染症にかかった場合	
107	先天性細胞性免疫不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
108	低ガンマグロブリン血症	入院加療を要する感染症にかかった場合	
109	ディジョージ (DiGeorge) 症候群	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
110	特定抗体産生不全症 (specific unresponsiveness)	入院加療を要する感染症にかかった場合	
111	ネゼロフ (Nezelof) 症候群	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制剤の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	









別表第四 軟骨無形成症用身長基準 (標準身長の一3.0SD値) 上段男子、下段女子 (単位: cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
1歳	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
2歳	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
3歳	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
4歳	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5
5歳	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
6歳	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
7歳	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
8歳	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
9歳	88.1	88.5	89.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
10歳	93.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
11歳	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
12歳	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
13歳	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
14歳	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
15歳	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
16歳	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7
17歳	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
18歳	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
19歳	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
20歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0
21歳	117.5	117.9	118.3	118.7	119.1	119.5	119.9	120.5	121.1	121.7	122.3	122.9
22歳	122.3	122.6	122.8	123.1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125.1	125.5	125.9
23歳	123.5	124.1	124.7	125.3	125.9	126.5	127.1	127.7	128.3	128.9	129.5	130.1
24歳	126.3	126.7	127.1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.1
25歳	130.7	131.3	131.9	132.5	133.1	133.7	134.3	134.7	135.1	135.5	135.8	136.2
26歳	132.8	133.5	134.2	134.9	135.6	136.2	136.9	137.7	138.4	139.2	140.0	140.7
27歳	136.6	137.0	137.4	137.8	138.1	138.5	138.9	139.1	139.2	139.4	139.6	139.7
28歳	141.5	142.2	143.0	143.8	144.5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148.1
29歳	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.0	141.1	141.1	141.2
30歳	148.5	148.9	149.3	149.7	150.1	150.5	150.9	151.1	151.2	151.4	151.5	151.7
31歳	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
32歳	151.8	152.0	152.1	152.3	152.4	152.6	152.7	152.8	152.8	152.9	152.9	153.0
33歳	141.8	141.9	141.9	141.9	141.9	142.0	142.0	142.0	142.1	142.1	142.1	142.2
34歳	153.0	153.1	153.1	153.2	153.2	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3
35歳	142.2	142.2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4

○厚生労働省告示第二十四号  
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。  
 平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品

生労働大臣の指定する医薬品

次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることとが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く)

一 放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。)

二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬をいう。)

三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)

四 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤原料をいう。)

五 覚せい剤原料(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)

六 特定生物由来製品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十項に規定する特定生物由来製品をいう。)

七 注射剤(前各号に掲げるものを除く。)

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺菌剤を除く。)

ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限り。

- (1) アカルボース
- (2) アカルリット
- (3) アクチノマイシンC
- (4) ハーアザグアニン
- (5) アザセトロン
- (6) アザチオプリン
- (7) 亜酸化窒素
- (8) 亜酸化窒素・酸素
- (9) アシクロビル。ただし、外用剤を除く。
- (10) アジスロマイシン
- (11) アジマリン
- (12) 亜硝酸アミル
- (13) アステミゾール
- (14) アセグラトン
- (15) アセチルソラミド
- (16) アセチルスベラマイシン
- (17) アセチルフェネトライド
- (18) アセチルロマト
- (19) アセトハキサミド
- (20) アセプトロール
- (21) アセメタシン
- (22) アゼリンジピン
- (23) アソセミド
- (24) アタザナビル
- (25) アテノロール
- (26) アデホビルヒボキシル
- (27) アトルバスタチン
- (28) アナストロゾール
- (29) アニラセタム
- (30) アバカビル
- (31) アブラクロニジン
- (32) アフリンジン
- (33) アフロクアロン
- (34) アマンタジン
- (35) アミオダロン
- (36) アミドトリソ酸ナトリウムメグルミン
- (37) アミトリプチリン
- (38) アミノ安息香酸エチル。ただし、歯科用製剤に限る。
- (39) アミノ安息香酸エチル・塩酸テトラカイン・塩酸ジブカイン・ホモスルファミン
- (40) アミノ安息香酸エチル・パラソチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル
- (41) アミノ酢酸チアンフェニコール
- (42) アミノフィリン
- (43) アムホテリシンB
- (44) アムロジピン
- (45) アモキサピリン
- (46) アモキシシリン
- (47) アモキシシリン・クラファン酸カリウム
- (48) アモスラロール
- (49) アラセプリル
- (50) アラニジピン
- (51) アリルエストレノール
- (52) アルギン酸ナトリウム。ただし、内用剤を除く。
- (53) アルファ・アルファージフェニルヒペリジンメタノール